

本人確認書類を忘れずにお持ちください。

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

1点の提示 でよいもの	・運転免許証  ・マイナンバーカード  マイナンバーカードは 交付を希望する人が 申請をして取得します。	
	そのほか ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード など	
2点の提示 が必要なもの	イ	ロ
	・健康保険被保険者証(または資格確認書)、 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など	・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など
イ欄から2点またはイ欄とロ欄から各1点ずつ ※ロ欄から2点は不可		

マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません。



<代理人が手続きするとき>

- ・代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ・手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ・番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



富津市役所

〒293-8506
富津市下飯野2443番地

市役所代表電話番号
0439-80-1222

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

手続きチェックシート

富津市に引越ししてきた方へ

転入

転入届

住み始めた日から
14日以内に届出してください。

<届出に必要なもの>

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」
(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません。)
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード」
- ・窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、マイナンバーカード、保険証(資格確認書)及び年金手帳など)
- ・代理人が届出する場合、原則「委任状」(同一世帯の方は不要)
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きで個人番号の記入が必要な場合がありますので、
マイナンバーカード等(※)を持参してください。

関連する手続きは
見開きにあります。



富津市

おもてなしキャラクター

ふつつん

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

転入に関連する主な手続き

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
印鑑住所	印鑑登録が必要な方	印鑑登録		
	マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方	・印鑑 ・身分証明書 （運転免許証等）		1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
	住民基本台帳カードをお持ちの方	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		

資格情報のお知らせは後日、郵送交付（普通郵便）になります。

保険 年金

国民健康保険に加入される方	・資格確認書等の交付 （後日簡易書留で郵送） ・保険料のご案内	・マイナンバーカード等（※） ・本人確認書類		1階 1番 国民健康保険課 Tel.0439-80-1271
後期高齢者医療制度に 該当する方	・資格確認書等の交付 （後日簡易書留で郵送） ・保険料のご案内	・負担区分等証明書 （県外からの転入者のみ） ・マイナンバーカード等（※） ・本人確認書類		
年金を受給中の方	富津市での手続きはありません。			1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
国外から転入される方で 国民年金に加入している（する）方	資格取得手続き （任意加入している方は 任意加入喪失申出）	基礎年金番号がわかるもの		1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253

住所地特例施設へ異動される方は、介護保険に関する手続きは不要です。

介護

前の住所地で 要介護・要支援認定 を受けていた方	要介護認定転入申請 異動日から14日以内	・介護保険受給資格証明書 またはマイナンバーカード 等（※）		2階 24番 介護福祉課 Tel.0439-80-1262
--------------------------------	-------------------------	--------------------------------------	--	-------------------------------------

障がい

特別障害者手当・障害児福祉 手当・経過的福祉手当・ 在宅重度知的障害者、 なたきり身体障害者福祉手当 を受給していた方	申請手続き	受付窓口で ご相談ください。		2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
特別児童扶養手当 を受給していた方				
障がい者の医療費助成を希望する方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、 Aの1、Aの2 の手帳をお持ちの方等が対象となります。				
障害福祉サービス受給者証・ 障害児通所支援受給者証・ 地域生活支援事業受給者証 をお持ちの方				
自立支援医療 （更生医療）（育成医療） を受給していた方	記載事項変更 ※県外及び千葉市から転 入した場合は、受付窓口 でご相談ください。	・受給者証 ・保険証 ・マイナンバーカード等（※） ・本人確認書類		
自立支援医療 （精神通院医療） を受給していた方				
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方				

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
子ども 0歳～高校生相当のお子さんを 養育する方	児童手当 子ども医療費助成受給券 申請手続き 異動日から15日以内 期限内に必要な書類等が揃わない場合 でも申請してください。	・マイナンバーカード 等（※） （保護者・子ども） ・資格確認書等 （子ども） ・振込先通帳 （保護者）		2階 22番 こども家庭課 子育て支援係 Tel.0439-80-1256
0歳のお子さんを養育する方 すくすくギフト	すくすくギフト支給申請手続 き			
ひとり親家庭等で18歳到達年度まで （一定の障害を持つ場合は20歳未満） のお子さんを養育する方	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費等助成 の申請・相談	受付窓口で ご相談ください。		
保育所（園）・認定こども園・幼稚園 に入所しているお子さんがいる方	申請手続き	受付窓口で ご相談ください。		2階 23番 保育課 Tel.0439-80-1312
妊娠中の方 乳児（1歳未満）のお子さん がいる方	妊婦・乳児健康診査受診票 の交付	・前住所地の妊婦・ 乳児健康診査受診 票 ・母子健康手帳		2階 21番 健康づくり課 健康づくり係 Tel.0439-80-1265 保健予防係 Tel.0439-80-1268
7歳6ヶ月未満の お子さんがいる方	予防接種未接種の確認・ 予診票の交付	・母子健康手帳		
市内小中学校に 転校される方	・転校手続き （入学通知書の交付） ・給食申込手続き	・在学証明書		5階 54番 学校教育課 学務係 Tel.0439-80-1339 給食係 Tel.0439-80-1343

その他

犬を飼っている方	犬の登録	・前住所地で発行 された鑑札		1階 9番 環境保全課 Tel.0439-80-1273
在外選挙人証をお持ちの方	在外選挙人証の返納 （国外からの転入で住民登 録後4ヶ月を経過したとき）	・在外選挙人証		5階 52番 選挙管理委員会 事務局 Tel.0439-80-1349
住民票を移す直前に10年間のうち通算5 年以上東京23区内に在住若しくは通勤・通 学されていた方、又は住民票を移す直前 に連続して1年以上東京23区内に通勤・通 学されていた方	UIターンによる創業・就業 者等創出事業支援金の対象 者確認 ※就職・テレワーク・起業な ど就業の要件と移住元の要 件があります。	受付窓口で ご相談ください。		2階 28番 政策推進課 Tel.0439-32-1067
富津市が行う移住定住促進事業を利用 して富津市に移住した方	移住促進記念品申込			
水道を使用する方	開栓手続き ・お電話／インターネットから可。 ・開始の3日前までに手続きを。	水道料金等徴収検針業務受託業 者のヴェオリア・ジェネッツ(株)につ ながります。（平日・土曜 8:30～ 17:15）		かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1112

（※）通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード（氏名、住所等が住民票と一致するもの）、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。